

## 償還事例

※事例ですので、下記以外でも対象となる場合があります。  
 ※対象かどうか迷ったときは、ご相談ください。

### 事例 1.

一般（課税）世帯で、それぞれ障害福祉サービスを利用しているAさんとBさん（同一の世帯）がそれぞれ上限額の 37,200 円まで利用している場合

	Aさん	Bさん
a 利用者負担額	37,200 円	37,200 円
b 上記利用者負担額の世帯の合算額	74,400 円	
c 高額障害福祉サービス等給付費の世帯の基準額	37,200 円	
d 高額障害福祉サービス等給付費の支給額	18,600 円	18,600 円

Aさん、Bさんそれぞれの助成額の算定は、「 $d = (b - c) \times a / b$ 」となります。

### 事例 2.

一般（課税）世帯で、障がい児Aさんが障害福祉サービス、障害児通所サービスを併用して、それぞれ上限額の 4,600 円まで利用している場合。

	Aさん	Bさん
	障害福祉サービス	障害児通所サービス
a 利用者負担額	4,600 円	4,600 円
b 上記利用者負担額の世帯の合算額	9,200 円	
c 高額障害福祉サービス等給付費の世帯の基準額	4,600 円	
d 高額障害福祉サービス等給付費の支給額	2,300 円	2,300 円
	合計 4,600 円	

Aさんの助成額の算定は、「 $d = (b - c) \times a / b$ 」となります。

### 事例 3.

一般（課税）世帯で、障がい者Aさんが障害福祉サービス、介護保険サービスを併用して、障害福祉サービスの上限額 37,200 円まで利用している場合。

	Aさん	
	障害福祉サービス	障害児通所サービス
a 利用者負担額	37,200 円	30,000 円
b 上記利用者負担額の世帯の合算額	67,200 円	
c 高額障害福祉サービス等給付費の世帯の基準額	37,200 円	
d 高額障害福祉サービス等給付費の支給額	30,000 円	

Aさんの助成額の算定は、「 $d = (b - c) \times a / b$ 」となります。

事例 4.

一般（課税）世帯で、障がい児の兄弟AさんとBさんが、障害福祉サービスと障害児通所サービスを併用して、それぞれ上限額の 4,600 円まで利用している場合（補装具の支給なし）。

	Aさん		Bさん	
	障害福祉サービス	障害児通所サービス	障害福祉サービス	障害児通所サービス
a 利用者負担額	4,600 円	4,600 円	4,600 円	4,600 円
b 上記利用者負担額の世帯の合算額	18,400 円			
c 高額障害福祉サービス等給付費の世帯の基準額	4,600 円			
d 高額障害福祉サービス等給付費の支給額	6,900 円		6,900 円	
	合計 13,800 円			

Aさんの助成額の算定は、「 $d = (b - c) \times a / b$ 」となります。

事例 5.

一般（課税）世帯で、障がい児のAさんとBさんが、障害福祉サービスと障害児通所サービスを併用して、それぞれの上限額の 4,600 円まで利用している場合（補装具の支給あり）。

※補装具費の支給がある月は、補装具費の上限額が適用されます。

	Aさん			Bさん	
	障害福祉サービス	障害児通所サービス	補装具費	障害福祉サービス	障害児通所サービス
a 利用者負担額	4,600 円	4,600 円	37,200 円	4,600 円	4,600 円
b 上記利用者負担額の世帯の合算額	55,600 円				
c 高額障害福祉サービス等給付費の世帯の基準額	37,200 円				
d 高額障害福祉サービス等給付費の支給額	9,200 円			9,200 円	
	合計 18,400 円				